

オーガニックビレッジ の創出に向けて

令和8年5月

農林水産省

農産局農業環境対策課

オーガニックビレッジとは

「オーガニックビレッジ」とは、有機農業の拡大に向けて、ほ場の団地化などの生産から学校給食での利用など消費まで一貫した取組を、農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のことです。

農林水産省では、令和3年度補正予算から、オーガニックビレッジの創出に向けて、みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）により支援を行っています。

このような有機農業の拠点を全国に創出し、横展開を図っていくこととしています。



農林水産省

2050年有機100万haの実現に向けて

オーガニックビレッジのページ →

【オーガニックビレッジに取り組む市町村】
※令和7年度新規市町村は下線 **令和7年12月時点 154市区町村**

北海道：北海道(安平町・旭川市・新十津川町・赤井川村・浦幌町)
 東北：青森県(黒石市・五戸町)・岩手県(花巻市・一関市・遠野市)・宮城県(登米市・栗原市・大崎市・加美町・石巻市・大郷町)・秋田県(大潟村)・山形県(米沢市・鶴岡市・新庄市・川西町・山形市・酒田市・高橋町)・福島県(二本松市・喜多方市・会津若松市・鮎川村)
 関東：茨城県(常陸大宮市・石岡市・笠間市・かすみがうら市)・山梨県(北杜市)・栃木県(小山市・市貝町・塩谷町・栃木市・太田原市)・群馬県(甘楽町・高山村・みなかみ町)・埼玉県(小川町・所沢市・さいたま市)・東京都(台東区)・神奈川県(相模原市・小田原市)
 千葉県(木更津市・佐倉市・神崎町・成田市・いすみ市・多古町・匝瑳市)・長野県(長野市・松川町・飯田市・飯綱町・伊那市・佐久市・長和町)・静岡県(掛川市・藤枝市・川根町・静岡市・富士宮市・島田市・伊豆の国市)
 北陸：新潟県(佐渡市・新発田市・五泉市・阿賀野市・津南町)・富山県(南砺市・富山市)・石川県(珠洲市・羽咋市・白山市)・福井県(越前市)
 東海：岐阜県(白川町・飛騨市・山県市)・愛知県(東郷町・南知多町・岡崎市・大府市・美浜町・武豊町)・三重県(尾鷲市・名張市・伊賀市)
 近畿：滋賀県(甲賀市・近江八幡市・日野町・豊近江市)・京都府(亀岡市・京丹後市)・大阪府(堺市・泉大津市)・奈良県(宇陀市・天理市・山添村)・兵庫県(豊岡市・丹波篠山市・箕父市・丹波市・淡路市・神戸市・朝来市・加東市・上郡町・稲美町)・和歌山県(かつらぎ町)
 中国四国：鳥取県(日南町・八頭町)・島根県(浜田市・大田市・邑南町・吉賀町・江津市)・岡山県(和気町・新庄村)・広島県(神石高原町)・山口県(長門市)・徳島県(小松島市・海陽町)・香川県(三豊市)・愛媛県(今治市)・高知県(馬路村)
 九州：福岡県(つきは市・篠栗町)・佐賀県(上峰町・みやき町)・長崎県(南高原市・雲仙市・五島市)・熊本県(南阿蘇村・山都町・菊池市)・大分県(佐伯市・臼杵市・豊後高田市)・宮崎県(綾町・高鍋町・木城町・えびの市・宮崎市・高千穂町)・鹿児島県(南さつま市・湧水町・南種子町・徳之島町・姶良市)

オーガニックビレッジの取組のイメージ

生産

- ・ **栽培技術の講習・技術の共有** …研修・技術実証ほ場の設置、栽培暦や技術マニュアル作成等
- ・ **有機ほ場の団地化・有機転換** …地権者の調整、刈り払いや簡易な整備、土づくり等
- ・ **栽培品目や規格等の調整、資材調達** …関係者間の調整、専門家の指導等
- ・ **集出荷作業の分担・効率化等** …作業の調整や話し合い、共同作業スペースの確保等



加工・流通

- ・ **新たな販路の開拓**
…展示会への出展、産地への招聘等
- ・ **流通の効率化・コスト低減**
…域内流通や消費地への流通の検討等
- ・ **食品企業と連携した加工品の開発**
…企画・調整、試作、試験販売・評価等
- ・ **安定した販路・多様な売り場の確保**
…地域小売店での販売コーナー設置等

消費

- ・ **地域内外の住民との交流**
…イベントの企画・調整等
- ・ **学校との連携(給食への導入等)**
…学校給食での活用や環境教育・食育との連携
- ・ **企業との連携・環境活動との連携**
…企業との交流会開催、生き物調査の実施等
- ・ **域外の消費地との連携**
…消費地自治体との調整、給食における利用等

その他、自治体や地域のアイデアによる多様な取り組みを推進！

オーガニックビレッジになるには

オーガニックビレッジになる方法は以下の2パターンです。

パターン1 交付金を活用したオーガニックビレッジ宣言

みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して有機農業実施計画を策定し、オーガニックビレッジ宣言を実施。

パターン2 交付金を活用しないオーガニックビレッジ宣言

有機農業実施計画を策定し、認定を受けてオーガニックビレッジ宣言を実施。

交付金を活用しない場合は認定手続きが必要です。

加えて、

これらの地域と連携して取り組む消費地自治体も、協議会の構成員となってオーガニックビレッジ宣言を行うことでオーガニックビレッジになることができます。

有機農業実施計画とは

有機農業実施計画は、地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画です。

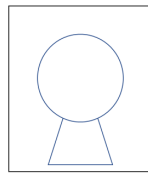
【記載項目】

1. 有機農業の推進に係る取組を実施する市町村
 2. 計画の期間（原則5年間）
 3. 取組を実施する市町村における有機農業の推進に係る現状
 4. 目標
 - ア 有機農業の生産に係る目標（面積、農業者数は必須）
 - イ 有機農産物等の加工、流通、消費等に係る目標
 5. 取組方針及び取組内容
 6. 取組の推進体制
 7. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針
 8. 取組に関する情報発信
 9. 関連事業の概要
- ※（1）～（8）は必須
※その他、有機農業の推進に係る項目を追加可能

オーガニックビレッジ宣言とは

- 有機農業実施計画を策定した市町村（有機農業実施計画を策定した協議会に参画する市町村を含む。）が有機農業実施計画を公表するとともに、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことを宣言することをオーガニックビレッジ宣言といいます。
- オーガニックビレッジ宣言の実施に当たっては、オーガニックビレッジ宣言書を作成し、有機農業実施計画と併せて当該市町村のウェブサイト等で公表を行うとともに、イベントの開催等を通じて有機農業実施計画を策定したことを広く周知します。

（オーガニックビレッジ宣言書様式）
※項目の構成、内容に影響のない範囲でのデザインの変更は可能です。

市町村名	
写真等（生産ほ場、作物、農業者等地域の有機農業のイメージとなるもの）	 市町村長名
有機農業実施計画に対する思いやメッセージ（市町村長からの有機農業の推進に関するメッセージ等）を自由に記載してください。	
〇〇年〇月〇日	

↑オーガニックビレッジ宣言書

★有機農業実施計画、オーガニックビレッジ宣言書の様式はこちらのページからダウンロード可能です



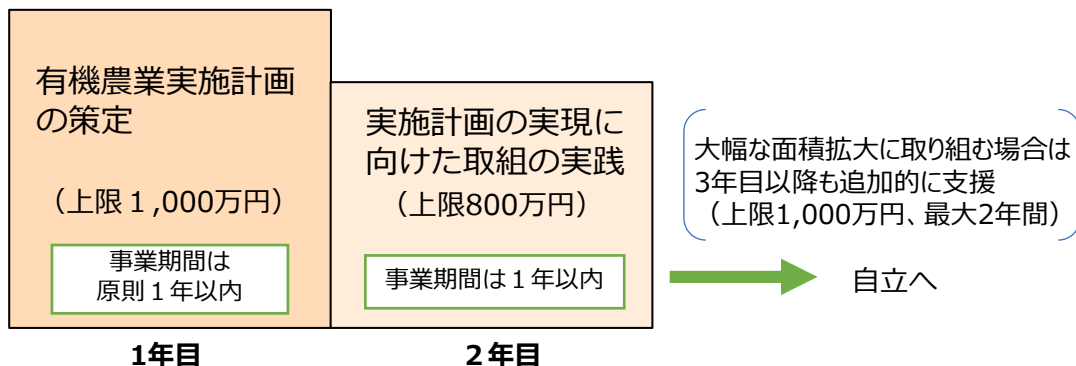
交付金を活用したオーガニックビレッジ宣言

(事業名)

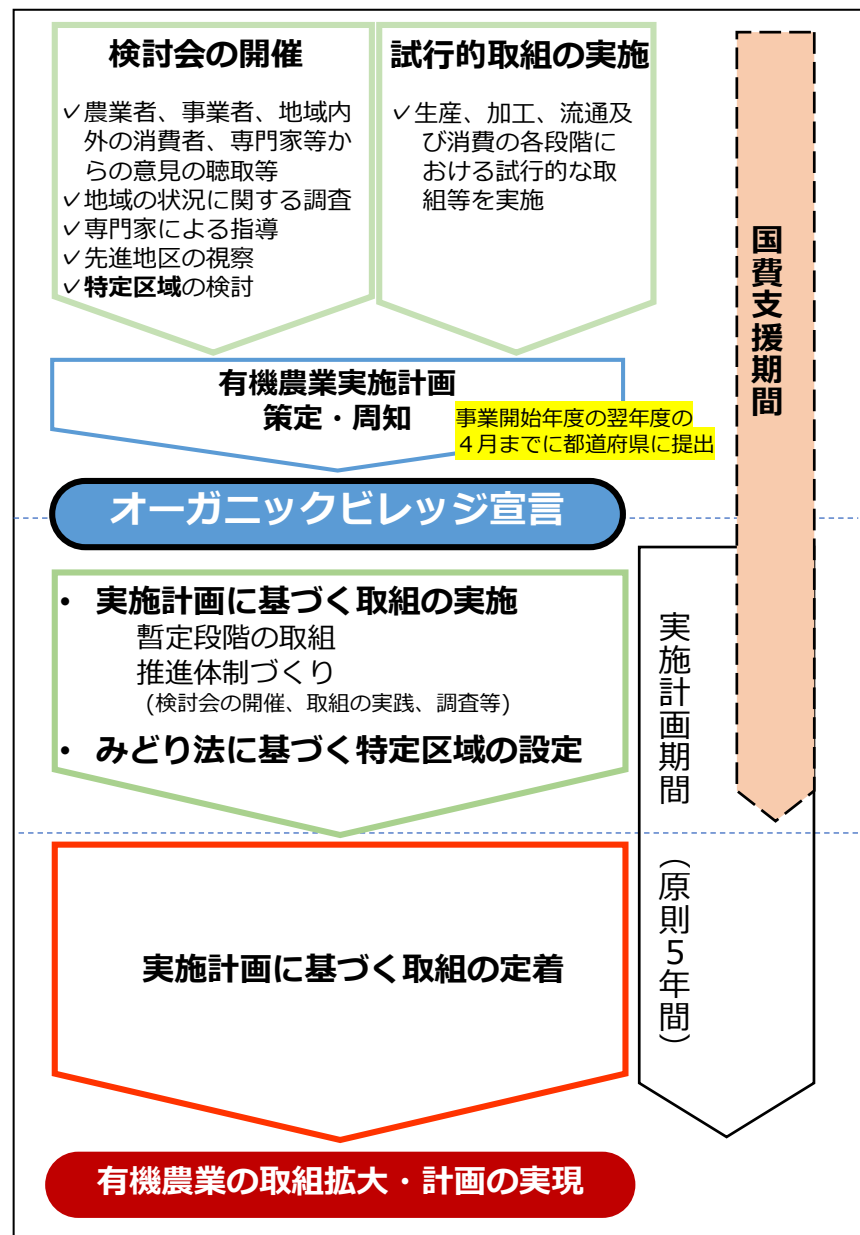
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫した有機農業を推進する取組の試行等を支援します。

実施主体	市町村、又は市町村を構成員に含む協議会
補助率	定額（機械の購入、リース経費は補助率1/2以内）
交付上限	1年目：1,000万円 2年目：800万円 ★消費地と連携して消費拡大に取り組む場合、上限を200万円を加算。
対象経費	備品費（調査備品や機械の購入に係る経費。ただし、リース・レンタルが困難な場合のみ対象。）、賃金、会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、原材料費（学校給食については通常の原材料との差額のみ）、資材費（通常の営農活動に係る者は除く）、消耗品費、情報発信費、研修等参加費、認証取得推進費、燃料費、旅費（委員旅費、調査等旅費）、謝金、委託費、役務費、雑役務費
対象外経費	施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、事業を実施していない期間の経費等



○ 事業の取組イメージ



交付金を活用しないオーガニックビレッジ宣言

様式等はこちらからダウンロード可能です→



農産局長通知（7農産第3153号）に基づき
有機農業実施計画を策定し、認定を受けて
オーガニックビレッジ宣言書を公表

市町村

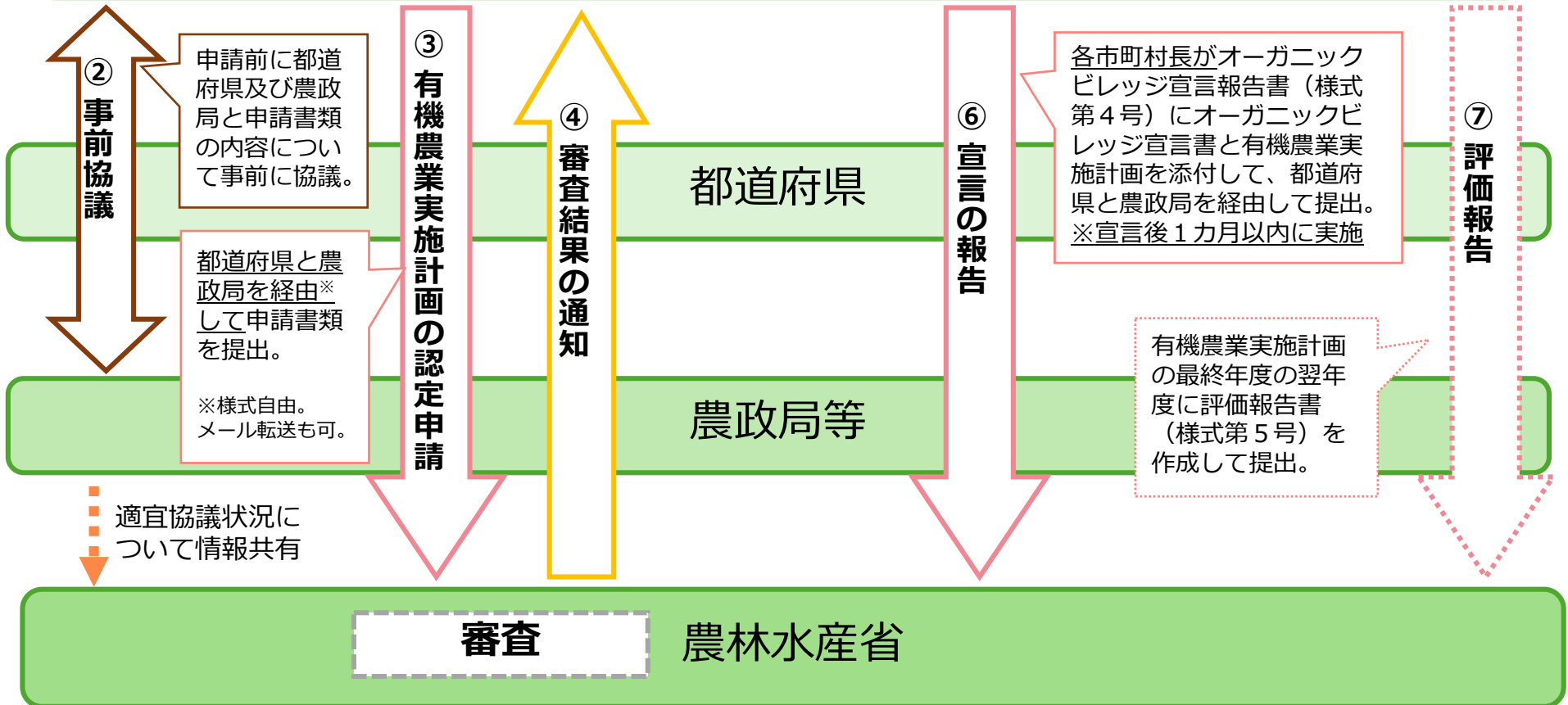
① 申請書類の作成

- 有機農業実施計画（様式第1号）
- 認定申請書（様式第2号）

認定されたら

⑤ オーガニックビレッジ宣言

- オーガニックビレッジ宣言書（様式第3号）、有機農業実施計画書（様式第1号）をHP等で公表
 - イベントの開催等を通じて広く周知
- ※認定後速やかに実施



オーガニックビレッジ（有機農業実施計画の策定）に対する優遇措置

有機農業実施計画が策定されている場合に、以下の事業において優先採択（採択時のポイント加算等）が行われます。

事業名	事業等の概要
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援します。
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。
農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を支援します。
持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（果樹農業構造転換支援事業のうちパイロット実証事業）	省力的な樹園地への転換、作業の合理化、関連産業との連携による労働力確保等により、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証を支援します。
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

※事業によって、計画の内容と事業内容が一致していることなど追加の要件が設定されている場合があります。申請にあたっては各事業の要綱等を必ずご確認ください。

※要綱等に単に「みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画」等と記載されている場合であっても、過年度要綱も含むすべてのみどり交付金要綱（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知））に基づいて策定された有機農業実施計画が対象となります。

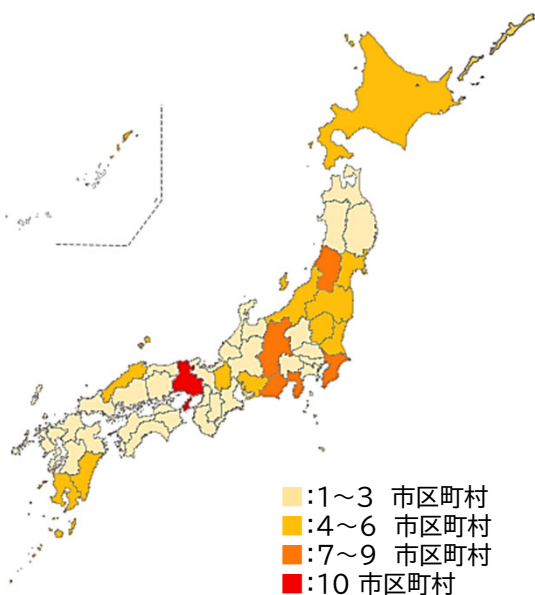
オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 12. 26時点】

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で46都道府県154市区町村で取組開始。

【実施市町村】



都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、石巻市、大郷町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、会津若松市、鮫川村
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、さいたま市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、山県市
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市

※下線は令和7年度開始地区

令和6年度131市町村



新たに23市区町村
で取組を開始

令和7年度154市区町村